

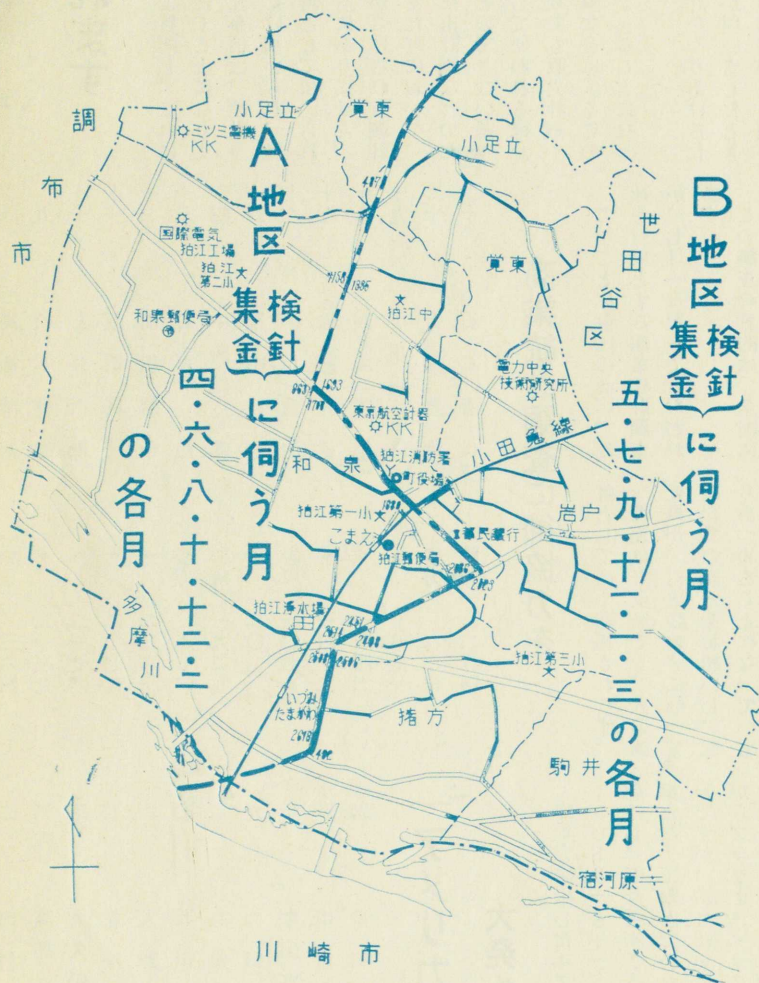
41.6.1 現在

	本月	前月比
男	21,273	87 増
女	20,428	84 増
計	41,701	171 増
世帯数	14,309	95 増

報 弘 町 江 粕

発行 粕江町役場
昭和41年7月1日発行 第68号 電話 (416) 3 1 1 1 (代)

検針・集金区域図



料金算出表 (2か月分)

水道使用料			メーター使用料			
用途別	基本料金	超過料金	口径	使用料	口径	使用料
家事用	20㎡ 500円	1㎡ 25円	13mm	60円	50mm	560円
営業用	20㎡ 900円	1㎡ 25円	20mm	90円	75mm	1,360円
団体用	40㎡ 800円	1㎡ 25円	25mm	100円		
一時用	20㎡ 600円	1㎡ 25円	30mm	140円		
			40mm	200円		

七月分から全町に実施

水道の検針・集金の隔月制

町広報第六十四号(四十二年五月一日発行)で既報のとおり、水道利用者の増加に伴い事業の経営合理化を図るため七月分の検針、集金から隔月実施に切り替えました。

町広報第六十四号(四十二年五月一日発行)で既報のとおり、水道利用者の増加に伴い事業の経営合理化を図るため七月分の検針、集金から隔月実施に切り替えました。

の各月に
B地区を
五、七、九、十一、一、三
の各月にそれぞれ検針、集金を行ないます。したがって各

となり、使用料算定は二か月目に検針した指針によって二か月分の料金を計算します。
●使用料の計算
前記のように計算したものが次の表になり、基本料金、超過料金とも一か月当りの基本単価は変わりません。
●隔月検針、集金の例外
官公署、学校、病院および常時二十人以上の従業員を有する会社、工場等(団体用)

は、従来どおり毎月検針、徴収を行ないます。また一般の世帯において必要がある場合は、じゅうぶん事情を伺ったうえで毎月検針、集金することもあります。
●検針、集金の時期
各地区とも、原則として検針月の上旬に検針を、その月の中旬以降月末までに集金を行ないます。
利用者の皆さんには、なにかと御不便をかけることもあるかと思いますが、この制度の趣旨を御了承願ひ、今後とも御協力をお願いいたします。

事業所統計調査が

行なわれます

＝ 7月1日現在で ＝

七月一日から全国一斉に事業所統計調査を実施します。

この調査は「産業の国勢調査」といわれ、わが国の経済の実態を明らかにする最も基本的な統計調査です。この調査では町全域にわたり事務所、工場、店舗、飲食店、浴場、理髪店、旅館、病院、学校などのほか世帯内で行なっている下請加工、生花教授まで事業活動を行なっているすべての事業体が調査の対象となり、その数は一千百を超えるものと推定されています。

調査は七月一日から町全域で二十一人の調査員が、事業所を漏れなく訪問し、定められた調査票により事業のあら

ましについて質問し、これに答えていただくこととなります。調査した事柄は、統計を作る目的にだけ用いられ、徴税などの資料として用いられることは絶対にありません。この調査から作られる統計は、国や都また町において、経済政策や都市計画などのために欠くことのできない基本的な資料として使われるほか各民間の会社でも販売計画や事業拡張計画などに広くこの統計を利用できることになっています。

正しい統計を作りあげるため、調査員が伺いましたときは、皆さんの御協力をお願いします。調査員は次のとおりです。

調査区	氏 名	住 所
一	富 永 喜 一	小足立一〇二八
二	高 木 光 雄	覚 東 一三三
三	五十嵐 忠四郎	和 泉 一六三
四	佐 藤 全 弘	岩 戸 一三二九
五	大 川 益 美	和 泉 一六〇〇
六	松 本 吉 蔵	九八四
七	名古屋 智恵子	四七

商業統計調査に御協力を

二年ごとに全国の商店、商社を対象とする商業統計調査が、七月一日現在で行なわれます。

この調査の目的は、全国にわたる商店の分布状況、商業活動の態様などを統計的に把握し、わが国の商業構造、流通構造がどのように変わっているかを明らかにすることにあります。調査の結果は国および都道府県などにおいて商業政策を立てるうえの基本的な資料となるばかりでなく、一般の産業界、商業界にも営業の指導に役立ちます。

なお、調査事項は統計目的以外に使用することは絶対にありません。調査員は次のとおりです。

調査区	氏 名	住 所
一	池 田 や す	和 泉 九四七

大発生の兆候のあらわれ

「アメリカシロヒトリ」

昨年大発生した「アメリカシロヒトリ」もサナギのまま越冬し、五月下旬ごろから成虫となって飛んでいたらしいのですが、六月初旬になってからブラタナス・サクラ等の下枝に産卵し、町内各地区から発見され衛生協力会等の町民各位の御協力により枝の切り取りに努力していますが、何分にも昨年多発の影響によって本年大発生をするさざしが見えはじめ第一化期幼虫が六月十日～十五日ごろに見えはじめました。幼虫期間は三十日～三十五日間ぐらいですのでサナギとなる時期は七月十五日～二十日ごろで目下葉を

食い荒らす幼虫で葉を出て活動中です。町の皆さんぜひ見つけ次第退治してください。家庭で退治が困難なとき等は役場に連絡してください。役場ではこの防除に万全を期しています。

第二化期は八月中・下旬から九月中旬に幼虫が活動するので、第一化期に多発した地区に最も多く発生を見るが成虫の羽も割合に強く遠くまで飛ぶ可能性が考えられるので各位のいっそうの注意をされると同時に、防除に万全を期していただきたい。

幼虫の見本は、役場の窓口に展示してあります。

八	高橋 清治	和泉	三六四
九	松本 亀雄	〃	二一三九
十	石井 市郎	〃	二一七六
十一	飯田 貫一	〃	二〇七九
十二	前田 節子	〃	二三六三
十三	谷 戸 勉	猪方	五七〇
十四	中島 鉄五郎	和泉	一九二九
十五	栗山 祥夫	〃	二〇二三
十六	小川 重次	岩戸	一〇七一
十七	佐藤 弁正	〃	一四一二
十八	西山 雅雄	〃	一四四七
十九	小川 福太郎	〃	八七一
二十	野沢 豊治	猪方	六〇六
二十一	石森 清代	駒井	二五四
二	田村 福子	覚東	二二一
三	高島 ヨシノ	〃	三三四
四	大久保 益男	和泉	二二二五
五	荒井 一	〃	五四一
六	大野 錫	〃	二〇七九
七	石田 達文	〃	二五九七
八	高田 昌夫	〃	二四九四
九	山田 鉞雄	岩戸	一一一五
十	栗山 富士雄	〃	一三五四
十一	市川 正雄	猪方	五二一
十二	多田 正治	岩戸	五六一

御注意を!!

プロパンガス漏れに

火気は禁物

さきの尼崎市のプロパンガス爆発事故は、多くの死者と大火災を引き起こし、一瞬にして市民を恐怖のるつぼに追いやった。

関係当局はあわててその対策を考え、全国的に高圧ガス事故防止運動を行ない業者や一般家庭に強く呼びかけているにもかかわらずその後各所であいついで起こり依然としてそのあとを絶ちません。

狛江町でもことしにはいつてからすでに一月、五月と二回もこうした事故が起きています。いずれも窓ガラスや屋根などを吹き飛ばし、家財の破損や、負傷者まで出ています。消防署でこの事故の原因を調査したところ、器具の故障やバルブのゆるみから漏れたガスに気づかず扱った火気によって引火し爆発を起しているのです。プロパンガスは空気と混合して燃える状態になるには、一キログラムの液化ガス一立方メートルの気体およそ二百五十倍のガスを

膨張するので、ちょっと漏れたガスが広い範囲に広がりがちで比重が都市ガスの〇・五〜〇・六に比較して一・五〜二・〇であるところからガスが容易に拡散希薄して不燃状態にならないで、ほうようの低い所に滞留しがちになるのです。それとは知らずにタバコの火や溶接作業の火花などによる爆発、屋外のボンベから漏れたガスが家の中に入っていくストーブやコンロの火に誘導爆発した例がたぐさんあります。

プロパンガスを家庭燃料に使われる御家庭では、次のことを守り安心していただくための生活に利用しましょう。

- 一、ガスボンベは条例、規則に定められているように必ず屋外に設置しましょう。
- 二、ボンベからの導入管は金属性パイプを使用しましょう。
- 三、ボンベの設置場所は日光の直射を避け、通風、排水のよい所にしましょう。

四 温度はセッシ四十度以下を保つようにしましょう。

五 炊事などのときガスに点火したまま買物などに外出しないこと。必ず使用中は目の届く所にいましょう。

六 使用を終わったら確実にセンを全部締め、異臭に気を付けましょう。

七 配管、特にゴム、ビニールホースはとかく熱によって変質、または老化しやすいから六か月に一回以上点検して危険なホースはすぐに取り替えましょう。またゴム、ビニールホースは必ず

ず強く締めつけましょう。八 常に、においに注意して

ガスの異臭に気づいたら家中の火気使用は中止して、その原因を調べ、もしわからなかったらすぐ販売業者に連絡しましょう。

九 ガス漏れがひどく、屋外に流れ出るおそれがあったら大声で近所に火気使用中を呼びかけると同時に、手分けして業者に連絡、または一一九番に知らせましょう。

十 付近に火災があったら元弁を強く締めましょう。

和泉多摩川駅前に

交番が開設される

待望の「和泉多摩川派出所」がさる六月十四日から和泉多摩川駅前に設置されました。

なお、これに伴い下和泉駐在所が廃止され、管轄区域に一部変更がありました。

写真下

新設された和泉多摩川駅前の交番



良い子の花火の揚げ方は

夏の夜の花火は、子供たちにとってなにより楽しみです。せっかくの子供たちの喜びが、火事を出したりけがをしたりしないように、枯葉やごみなど燃えやすいものがないあき地を選んで、特に次のことに注意して一家そろって安心して楽しみましょう。

一 風向きと花火の飛ぶ方向に注意しましょう。

二 筒物の花火は手の持ち方に注意し、一度火をつけたらたとえ消えても、けつしてのぞかないこと。

三 平玉などは、けつして分解しないこと。

薄紙は、はがさないこと。ポケットに入れて歩いたりなどしないこと。

四 人混みの中では使わないこと。

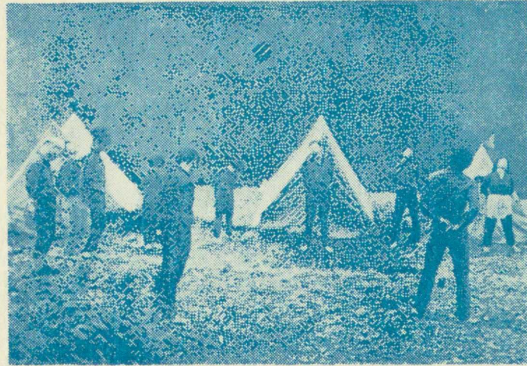
検察審査会制度をご存じですか？

検察審査会とは毎年一月に各市町村で衆議院議員の選挙権を有するかたの中からくじで選ばれます。当町でも毎年八名の検察審査員を選出して行ない事件の不起訴処分が不当かどうかを審査します。詐欺、おどし、交通事故などの犯罪が起きた場合に、当然検察官が事件を裁判所へ起訴すると思われる事件が、たくさんな事件を扱ううちには調べが足りなかったり、判断を誤らって不起訴処分にしたなど、犯罪の被害者などから審査の申立てを受けたときや自ら得た資料によって不起訴処分が不審をいだいたときには、その事件を取り上げて審査会となっています。

= 秋川溪谷 =

キャンプのつどい

夏のキャンプのシーズンです。海へ、山へ、友だち同志でキャンプにこのキャンプのつどいに参加



加しませんか。正しいキャンプを身につけてこそ楽しいキャンプができるものです。もちろん今まで経験したことのなかった友だちのいないかたでもじゅうぶん楽しめます。どうぞお誘合せて御参加ください。

また参加者には、 TENT を無料でお貸ししますので、御利用ください。

募集要項

日程

●七月十三日午後六時半(説

教育だより

対象 町民または町内の事業所に勤めているかた

場所 五日市町秋川溪谷

費用 無料(交通費、食糧費は各自負担)

持物 食料品、飯ごう、食器類、水筒、雨具、懐中電灯、防寒具、毛布(寝袋)、軍手

こども会で若い

リーダーをさがしています

これから夏休みにかけてPTAのおかあさんたちによるこども会活動が盛んになります。

このこども会が今困っているのは若いリーダー(中学生、高校生、大学生、働いている青年など)がいないことです。若いリーダーがこどもと野球をしたり、写生をしたり、ハイキングやキャンプをしてめんどろをみてくれると、こどもたちはたいへん喜びますし、おかあさんたちも助かりリーダー自身の勉強にもなります。中学生、高校生、大学生、働く青年の皆さんどうぞこども会のリーダーになってあげてください。

なお、リーダーになってみたいが自信がないという人にも

希望のかたは近所のPTAは、こども会での遊び方などリーダーになるための講習会もします。

主催 粕江町教育委員会

備考 参加者には当教育委員会の、TENTをお貸しします。

申込み 七月十三日午後五時

水泳教室にどうぞ

校外生活指導部のおかあさん係へ御連絡ください。電話でか、町の教育委員会社会教育もけっこうです。

スポーツ教室の一つとして粕江町で初めての水泳教室が開かれます。

水に浮かないかた、全然泳げないかた、犬カキでガマンしているかたは初心者コース

自己流の泳ぎかたをしているかたは経験者コースと二組に分けて行ないます。また、水難救助法、人口呼吸法も合わせて行ない最終日には水泳大会(ゲームなどを入れて)

場所 粕江中学校プール

対象 十六歳以上、五十歳以下各三十人

申込み 粕江町教育委員会社会教育係

備考 ツベルクリン反応陽転後一年以上のかたで健康な

働きながら楽しい勉強

粕江町青年学生募集

実施機関 粕江町教育委員会

期間 昭和42年3月まで 毎週火・木・土(夜7-9時)

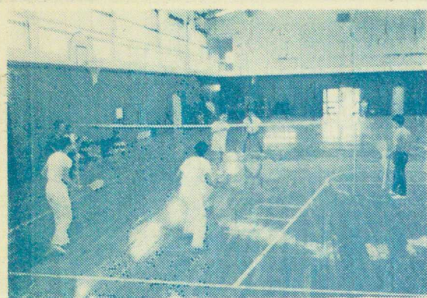
場所 粕江町公民館(粕江第一小学校横)

内 容	火(コース別)	水(全体学習)	土(自主活動)	行 事
生 花 習 字 料 理 取 扱	生 活 と 飲 養 レ ク リ エ ー シ ョ ン 委 員 会 活 動	ク ラ ブ 活 動 (茶 道 ・ 旅 行 ス ポー ツ 美 術) 自 由 活 動	ハ イ キ ン グ バ ッ ド ミ ン ト 水 泳 大 会 球 技 の 他	

資格 25歳以下の勤労青年

申込み (416)3111 社会教育係へ

希望者は7月9日(土)夜7時に公民館に



さる五月に教育委員会主催

毎週金曜日に

バドミントンを

のバドミントン教室において

参加者を中心に、協会の結成が決定され、いま七月中旬に正式発足をめざして準備を進めています。

合わせて次のような活動をしていきますので初心者、経験者を問わずどうぞお気軽にお出かけください。

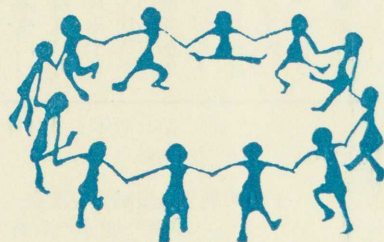
日時 毎週金曜日午後五時から九時(運動ぐつ持参)
場所 狛江中学校体育館
費用 羽根代のみ(百円程度)

問合せは狛江町教育委員会(写真上バドミントン教室)

日時 七月九日午後六時半から九時(途中でどうぞ)
場所 狛江中学校体育館

主催 (運動ぐつ持参)
フォークダンスの会
後援 狛江町教育委員会

フォークダンスのつどい



婦人学級が始まりました

家庭の主婦が集まって身近な問題を考え合い、教養を高めようとする昭和四十一年度狛江町婦人学級の開級式が六月十五日、公民館で行なわれ十二月まで三十時間の勉強をする予定で始まりました。

本年度は読書グループ、町の歴史や町政を学ぶグループ家庭教育について考えるグループ、身近な法律を勉強するグループなど十グループが誕生し、勉強を進めることになりました。

なお、婦人学級は町内に住む二十五歳以上の婦人なら今からでもはいれますので、狛江町教育委員会社会教育係に電話で申込んでください。

日赤募金結果報告

か月間を多摩川の美化に重点をおいて行なうことになりました。観光地や行楽地ではエの御協力をお願いします。

さる五月、全国的に展開された日赤募金には、町民の皆さんの積極的な御協力により次のとおり、りっぱな成績を収めました。皆さんの御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

募金総額

五十四万六千四百三十三円

応募戸数 五千六百九十五戸

一戸平均 九十四円強

アルバイト御希望のかたへ

当町では、昨年からアルバイト登録制度を設けています。が、本年も、アルバイトを希望されるかたの登録申込みを次により受付けますから御希望のかたは総務課人事係までお申出ください。

職種 一般事務補助員

資格 年齢二十歳から四十五歳未満の男女

勤務時間 午前八時三十分から午後五時まで

賃金 月額六百五十円

申込期間 七月一日から七月九日まで(日曜日を除く)

なお、昨年登録されたかたもすでに登録有効期間が満了していますので、御希望のかたは、

アルバイトの募集

狛江町では、次の要領でアルバイト希望者を募集しています。

職種 総務課固定資産税係

職務 補助員(若干名)

資格 年齢三十歳未満の男子

締切り 七月六日

なお、詳細は総務課人事係までお問合せください。

観光地の美化運動実施

7月1日 ~ 8月31日

い旅先では、エチケットを忘

解放感の強

年々増加し

ていますが

各地の観光地や行楽地は、例

年最高の人出となります。

そこで狛江町でも、この二

月間は多摩川の美化に重点

をおいて行なうことになりました。

農業委員会委員選挙は

七月十五日に

任期満了による泊江町農業者（年間おおむね六十日以上委員会委員選挙は、きたる七月十五日（金）に行なうことになりました。選挙期日の告示は七月八日で、投票所は泊江第一小学校、投票時間は、午前七時から午後六時までです。この選挙権のあるかたは、七月一日（金）午後七時三十分から泊江町農業委員会委員選挙の立候補予定者説明会を役場の第一会議室において開催されますから、関係者は御出席ください。

表は下のとおりです。

立候補予定者説明会

七月一日（金）午後七時三十分から泊江町農業委員会委員選挙の立候補予定者説明会を役場の第一会議室において開催されますから、関係者は御出席ください。

議員、町長等の報酬決定

議員、町長等の報酬決定

報酬審議会の答申どおり

町議会議員の報酬と常勤特別職の給料の額は、議員については昭和三十七年四月、町長等については三十八年十月から改定されていないので、本年三月から「特別職報酬等審議会」において検討が加えられていたが、さる五月に次のような答申がありましたのでこれを尊重し、答申のとおり六月二十日開催の町議会で可決されました。

昭和41年 4月24日
泊江町長 石井三四郎殿
泊江町特別職報酬等審議会
会長 笠井辰雄
特別職の報酬等について(答申)
このことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

3月5日付をもって貴職より諮問のあった、町議会議員の報酬及び町長、助役、収入役の給料について、当審議会は、各種調査資料に基づき慎重な検討を行なった結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 町議会議員の報酬について

議員の職務は、議会内のみでなく、住民奉仕のため諸般の活動に伴うので、職務を誠実に遂行することに要する議員の負担と犠牲は、少なからぬものと認められる。従つて、その活動に対する報酬の決定は、住民の福祉に誠実に奉仕することの対価として考慮を払わなければならない。

しかしながら、当町の議員報酬は、過去において、引上げを妥当とする時期に見送られた経緯もあつて、著しく低額である。

当審議会は、前記に加えて一般経済の状況、他町村との比較、さらに町財政の現状と今後数年間の諸事情を併せ考慮した結果、町議会議員については、不十分ではあるが次のとおり改訂することを適当と認める。

職 名	現行報酬額	改訂報酬額
議 長	20,000円	30,000円
副 議 長	18,000円	27,000円
議 員	17,000円	25,000円

2. 町長、助役、収入役の給料について

首記の特別職は、一般職員と同様に常勤であり、その業務の内容は質的に極めて高度の判断を要し、かつ、重大な責任を負うものである。従つてその処遇は十分に厚くしなければならないが、地方財政一般の事情がこれを許さない状況にあることは誠に遺憾である。しかしながら、少くとも一般職員に比して上位にあるべきが至当であると考え。

当審議会は、上記の見解に加えて一般の経済事情、他町村との比較、さらに町財政の推移等をも併せ検討した結果、町長、助役及び収入役の給料については、次のとおり改訂を行うことが適当と考える。

職 名	現行給料額	改訂給料額
町 長	94,000円	120,000円
助 役	75,000円	90,000円
収 入 役	69,000円	80,000円

付 記

町長、助役及び収入役の給料については、この機会に一般職の給料改訂時には同率の引上げが為されるよう条例において措置することが望ましいと考える。

なお、上記の条例改正措置ができないときは特別職報酬等審議会を、諮問時設置制度から、意見具申を含む常時設置制度に改正するよう要望する。

月 日	曜 日	事 項
七月八日	金	選挙期日の告示 立候補届出受付開始 選挙立会人届出受付開始
七月十一日	月	立候補届締め切り
七月十二日	火	選挙立会人届出締め切り
七月十三日	水	選挙立会人のくじ（午前十時）
七月十四日	木	不在者投票最終日
七月十五日	金	投票日（投票所第一小学校） 選挙会（午後七時）

郵便貯金婦人モニター募集

一 モニターの仕事

郵政省からのアンケート（年五回程度）にお答えいただくほか、随時批判、意見要望などを寄せていただきます。

二 応募資格

二十歳以上の御婦人で、郵便貯金を利用していらっしゃるかた

三 任期

一年

四 謝礼

年五千円

昭和四十一年七月十日

△郵政省▽

六 締切り

昭和四十一年七月十日

家屋調査に

御協力ください

町では、昨年に引き続き昭和御協力をお願いします。

三十八年一月一日以前に建築された家屋を、昭和三十九年度に改正された新しい評価方法で次の基準年度（来年度）までに再評価するために税務課職員が調査に伺いますので、

なお、調査員は町で発行した固定資産評価補助員証を携帯していますので、御不審の点がありましたら、証明書の提示を求めていますので、

七月は申告所得税

第一期分の納期です

- (1) 本年に七月三十一日が日曜日になりますので、翌日の八月一日が納期限になります。
- 七月五日までです。
- 廃業、休業、災害、医療費の支出、扶養親族の増加などのため、本年分の税額がお知

- (2) 第一期分の納付書は、予定税額の通知書に同封して六月十三日にお送りします。期以内にお送りし

- の郵便局、銀行などにお納めください。
- 申告所得税の納税は、便利な「振替納税」をおすすめします。

- (3) すでに「振替納税制度」を利用してゐるかたには指定の金融機関に直接納付書を送付しますから自分で納税の手続きをする必要がありません。
- 金融機関が、あなたの御指定の預金口座から納期ごとに振替えて納税します。新たに今回の第一期分から御利用されるかたは、早めに(六月中)税務署にお申込みください。

● 予定納税額の減額申請は、

税の出張収納

次の表のとおり固定資産税・都市計画税第二期分、国民健康保険税第三期分の出張収納を行います。役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月日	時間	場所	区域
七月二十七日	自前九時三十分至前十二時	和泉 名古屋万吉商店	上和泉
七月二十七日	自後一時至後二時	小足立 寺西菓子店	上小足立
(水)	自後二時三十分至後四時	覺東 千手院前	覺東
七月二十七日	自前九時三十分至前十二時	覺東 天理教会前	覺東
(木)	自後一時至後三時三十分	岩戸 慶岸寺	岩戸 東部地區
七月二十七日	自前九時三十分至前十二時	岩戸 明靜院前	岩戸 南部地區
(金)	自後一時至後三時三十分	駒井 旧消防詰所前	駒井
七月三十日	自前九時三十分至前十二時	猪方 和田部米店猪方販売所	猪方南部地區
(土)	自後一時至後三時	和泉 玉泉寺前	下和泉

◎国民年金も取扱います。



タバコを町内で買う
とそれだけ町の財源
が多くなります。

戦没者の妻に

生業資金を貸付けます

戦没者の妻に対する特別給金を必要とするかたに対しては、その國債を担保として資金を

敬老金受給資格者は

七月十日までに申出を

次に該当するかたは、敬老に三年以上居住しているかた金受給の資格があります。なお、受給資格者について

七月十日までに福祉課まで印鑑持参のうえ申出書を提出してください。

は、地区民生委員が取りまてていますので、まだ申出書の届かないかたで、資格を備

昭和四十一年一月一日現在
 出書を提出してください。

ゴミの不法投棄をなくしましょう

ゴミの不法投棄をなくすよう再三お願いしてきましたがいまだにありません。心罰金または拘留に処せられない一部の人が道路、あき地

河川、その他公用地等に捨て
るため多くの善良な町民は
大変迷惑をこうむっていま
す。またこれから暑くなり、
「カ」や「ハエ」の発生源に
なり公衆衛生上からもよくな
いことです。このようない
警察と役場の係員がたびた
び巡回し不法投棄防止に努め
ていますが、万一お宅の御近
所でこのようなことを発見し
たかたは車のナンバー、人相
などを至急次の所へ御連絡く
ださい。

とは絶対にやめてください。 調布警察署 (042482) 2141
これらの場所へゴミを捨て 役場衛生課

衛生掲示板

予防注射は必ず受けましょう

今月行なう予防注射・検診は次のとおりです。



月	日	曜	種	別	会	場	時	間	該	当	者
一	四	金	日本脳炎	第一回	第二小学校	第一小学校	午後一時三十分	生後六か月以上の希望者(有料)			
二	五	火	日本脳炎	第一回	中学校	中学校	午後一時三十分				
三	六	水	日本脳炎	第一回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
四	七	木	日本脳炎	第二回	第三小学校	第二小学校	午後一時三十分				
五	八	金	日本脳炎	第二回	第一小学校	中学校	午後一時三十分				
六	九	土	百日ぜきジフテリア(整理)		岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
七	十	日	百日ぜきジフテリア(整理)		岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
八	十一	月	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
九	十二	火	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十	十三	水	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十一	十四	木	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十二	十五	金	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十三	十六	土	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十四	十七	日	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十五	十八	月	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十六	十九	火	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十七	二十	水	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十八	二十一	木	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
十九	二十二	金	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十	二十三	土	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十一	二十四	日	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十二	二十五	月	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十三	二十六	火	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十四	二十七	水	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十五	二十八	木	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十六	二十九	金	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十七	三十	土	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				
二十八	三十一	日	日本脳炎	第二回	岩戸公民館	岩戸公民館	午後一時三十分				

日本脳炎予防注射

ことしから接種方法が変わりました。
一 初回免疫 ①この予防注射を初めて受けるかた。②今までに受けたことがあっても

五年以上経過しているかた。
二 追加免疫 ①初回免疫以外のかた(ただし、ことしからの接種方法は、ことし追加追加免疫を受けたかたは四年目)まで受けたことがあっても

とに追加を受ければよい。
三 接種法
初回免疫六か月〜一歳〇・五cc 皮下二回式 一回百円
一歳以上 一・〇cc 皮下二回式 一回百五十円
追加免疫 〇・五cc 皮下一回式 一回百五十円

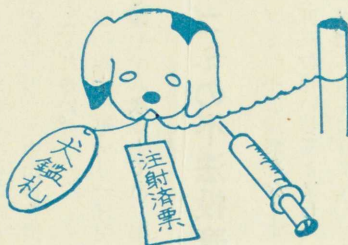
乳幼児、三歳児検診のお知らせ

乳幼児、三歳児の発育、疾病、知能、栄養などの状態を、検査し、診察するものです。検診内容 外診、内診、身長、体重測定、また関節だっ

犬の放し飼いはやめましょう

放し飼いの犬は、人をかんだり、農作物を荒らしたり、ゴミ箱をかきまわしたり、所かまわずフンをしたり、交通のじゃまをしたりします。

飼い犬は必ず登録し、注射をしてつないで飼い、フンの始末は、飼い主がしてください。



ミルクを無料支給

生活保護家庭の妊産婦などに

母子保健法により生活保護 六か月間で申請した月の翌月世帯の適用を受けているかた から出産した月の終りまで)と町民税非課税のかたの妊婦 ②産婦(出産した月の翌月から三か月間)
産婦、乳幼児は栄養食品として申請により乳製品(粉ミルク) ③乳幼児(出生後四か月にあたる月の初日から、九か月の間) 申込みは早めに母子手帳に印鑑を添えて住民課においのかたです。
①妊婦(妊娠した人で出産前 てください。

今月の相談

人権身の上相談	日時 二十七日(水) 午後一時から四時	場所 役場	担当 人権擁護委員 本領信治郎氏
行政苦情相談	日時 十五日(金) 午後一時から四時	場所 役場	担当 行政相談委員 宮崎武雄氏
家族計画相談	日時 六日(水) 午後一時から二時半	場所 役場	担当 医師・保健婦・指導員
法律相談	日時 十四日(木)・二十八日(木) 午前九時から十二時	場所 役場	担当 弁護士 毛利秀之氏
資産税相談	日時 七日(木) 午前十時から午後四時	場所 役場	担当 武蔵府中税務署員